

南部広域市町村圏事務組合会計管理者の補助職員に関する規則

平成4年11月1日規則第4号
最終改正 平成26年6月26日規則第6号

南部広域市町村圏事務組合会計管理者の補助職員に関する規則（平成4年規則第4号）の全部を改正する。

（出納員等）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法（以下「同法」という。）第171条第2項の規定に基づき、出納員に総務振興課長をもって充て、収納出納員にいなんせ斎苑所長及び南斎場所長、収納取扱員にいなんせ斎苑職員及び南斎場職員、その他の会計職員に総務振興課職員をもって充てる。

（出納員の職務）

第2条 出納員及び収納出納員は、会計管理者の命を受けて現金及び現金に代えて納付される証券（以下「現金等」という。）の出納及び保管の事務に従事する。

2 収納取扱員は、収納出納員の命を受けて現金等の出納及び保管の事務に従事する。

（委任）

第3条 会計管理者は、その権限に属する事務のうち、歳計現金、歳入歳出外現金、保管有価証券及び基金の出納保管事務を出納員に委任する。

2 会計管理者は、その権限に属する事務のうち、いなんせ斎苑及び南斎場において直接収納する必要のある現金等の収納事務及び収納した現金等を指定金融機関等に払い込むまでの保管の事務を収納出納員に委任する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年2月23日規則第3号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日規則第2号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年2月12日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年6月26日規則第6号）

この規則は、平成26年6月26日から施行する。